

平成 23 年岩手県応急仮設住宅公募供給事業スケジュール

| | 日 程 (予定) | 内 容 |
|---|----------------------|--------------------------------------|
| 1 | 平成 23 年 4 月 18 日 (月) | 公募要領公表 (岩手県ホームページ等にて周知) |
| 2 | 平成 23 年 4 月 18 日 (月) | 応募申請書受付開始 募集要項等に関する質問受付開始 (回答は随時) |
| 3 | 平成 23 年 4 月 25 日 (月) | 募集要項等に関する質問受付締切り |
| 4 | 平成 23 年 5 月 2 日 (月) | 応募申請書提出期限 |
| 5 | 平成 23 年 5 月 10 日 頃 | 応募審査結果の公表 |
| 6 | 平成 23 年 5 月 中旬 頃から | 事業着手 (事業期間 約 45 日) 売買契約締結 |
| 7 | 平成 23 年 6 月 末 頃 | 事業完了 完成品検収・引き渡し |

1 総合評価点の算定方法

○ 総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点

- ・ 価格評価点 = $100 \times (1 - \text{応募価格}^{*1} \div \text{公募上限価格}^{*2})$
- ・ 技術評価点 = 30 点満点

*1: 標準価格以下の場合は、標準価格の下限値とする。

*1、*2: 価格は、1DK:2DK:3K = 2:6:2 の比による加重平均値とする。

2 技術評価項目

| 評価項目 | | 評価基準 | 評価点 |
|---|---|-------------|------|
| 事業者の施工能力 (8.0点) | ア 施工能力 建設場所確定後、45 日間で供給可能な戸数(入居可能な状態となる戸数、2DKタイプを想定)を評価する。 | 48 戸以上 | 4.0 |
| | | 24 戸以上 | 2.0 |
| | | 上記以外 | 0.0 |
| | イ 施工実績 県内における、元請としての住宅(共同住宅含む。以下同じ)の新築工事の施工実績を評価する。対象となる工事は、平成 22 年 4 月 1 日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事とする。 | 10 戸以上の実績あり | 2.0 |
| | | 5 戸以上の実績あり | 1.0 |
| | | 上記以外 | 0.0 |
| | ウ 経営状況 建設業法第 27 条の 23 第 2 項に基づく経営事項審査における、建築工事一式の総合評定値を評価する。 | 800 点以上 | 1.0 |
| 700 点以上 | | 0.5 | |
| 上記以外 | | 0.0 | |
| エ 経営品質の取組み 申請期限の日現在有効な ISO9001 又は ISO14001 の認証取得、若しくは「いわて地球環境にやさしい事業所」3 つ星以上の認定のいずれかの実績があれば評価する。 | 該当あり | 1.0 | |
| | 該当なし | 0.0 | |
| 配置予定技術者の要件 (3.0点) ※今回の事業に専任で配置する技術者とする。 | オ 施工経験 県内における、元請の主任(監理)技術者又は現場代理人としての住宅の新築工事の施工経験(現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る)を評価する。対象となる工事は、平成 22 年 4 月 1 日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事とする。 | 経験あり | 2.0 |
| | | 経験なし | 0.0 |
| | カ 資格 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有している場合は評価する。 | 資格あり | 1.0 |
| | 資格なし | 0.0 | |
| 地域貢献等 (9.0点) | キ 地域内拠点の有無 本店の所在地を、建設予定地域である県沿岸地域(沿岸広域振興局管内又は県北広域振興局本局(久慈地区)管内)又は県内に有する場合に評価する。 | 県沿岸地域に本店 | 2.0 |
| | | 県内に本店 | 1.0 |
| | | 上記以外 | 0.0 |
| | ク 県産資材の活用 建設資材のうち、県産資材(県内で生産、加工又は製造された建設資材)の調達割合を評価する。 | 80%以上 | 3.0 |
| | | 50%以上 | 1.5 |
| | | 上記以外 | 0.0 |
| ケ 県内事業者の活用 一次下請け金額全体に占める県内一次下請け金額の割合を評価する。(元請業者が県内業者で下請業者を使用しない場合は 100%とみなす。) | 80%以上 | 4.0 | |
| | 50%以上 | 2.0 | |
| | 上記以外 | 0.0 | |
| 技術提案 (10.0点) | 各項目に対する技術提案を評価する。 コ 居住性の確保 サ 環境への配慮 シ 強度・耐久性 ス メンテナンス体制 セ 再利用計画 | 5 項目 | 10.0 |
| | | 4 項目 | 8.0 |
| | | 3 項目 | 6.0 |
| | | 2 項目 | 4.0 |
| | | 1 項目 | 2.0 |
| | | 上記以外 | 0.0 |

注) グループによる応募の場合、ア及びイはグループ内の建設事業者の合算による評価とし、ウ、エ、キ及びケは県内に本店又は営業所を有する建設事業者(複数者の場合は代表 1 者)を対象とした評価とする。

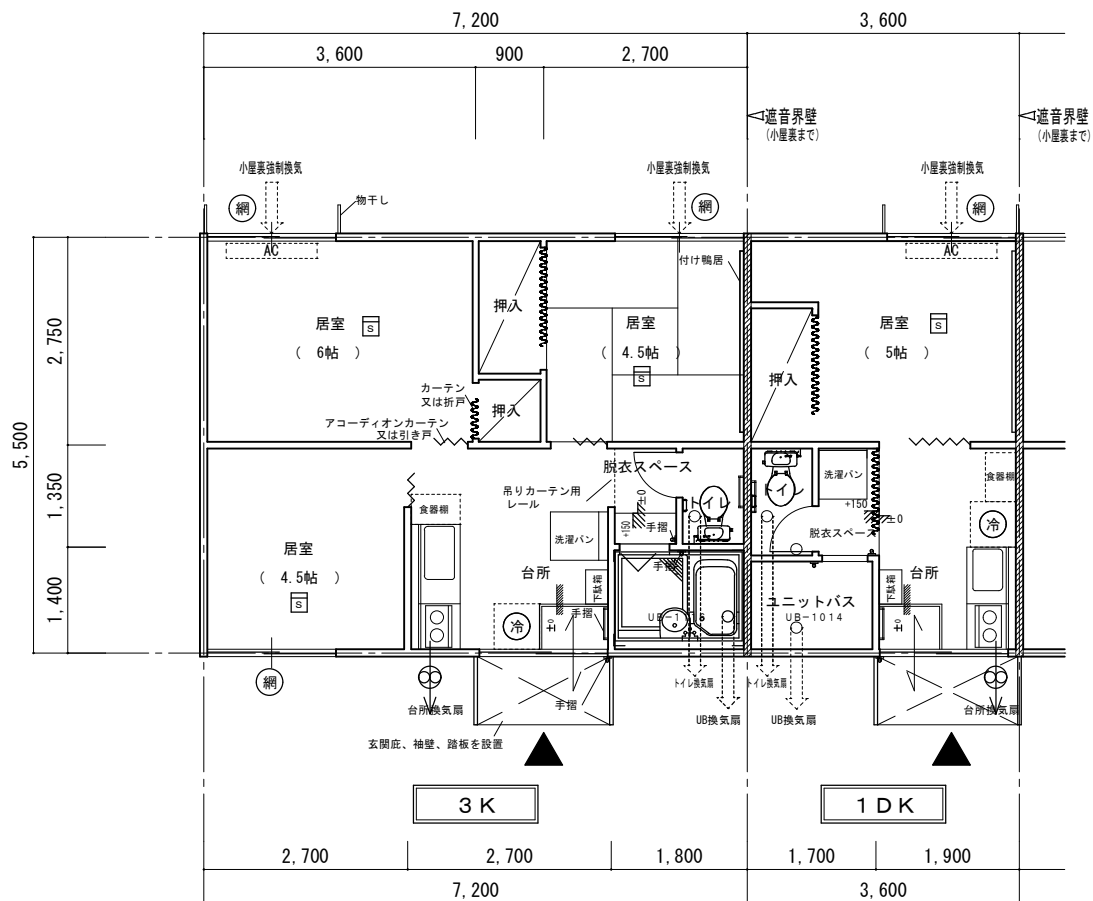
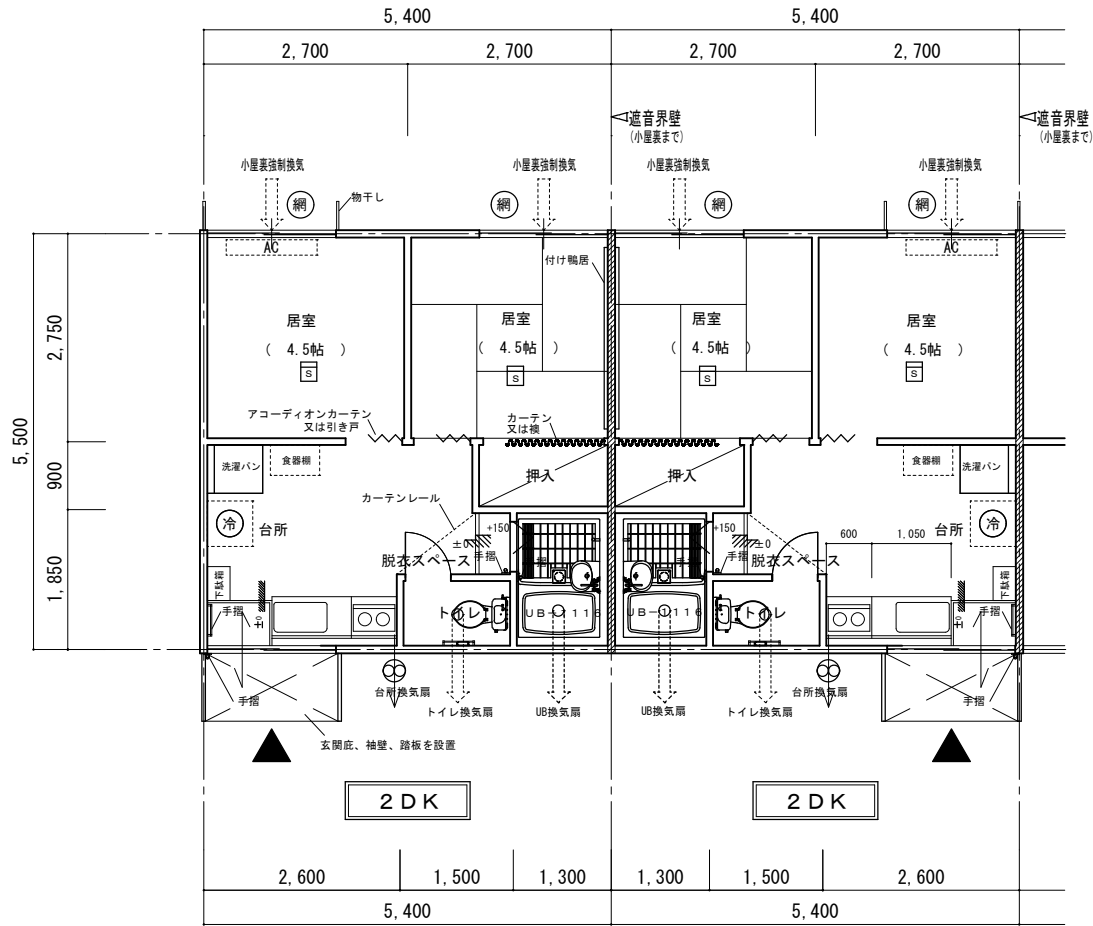
3 与条件への適合性

計画図等により確認し、適合しないことが明らかである場合には、上記に関わらず評価しない。(計画図作成に係る留意事項を様式 4 (第 2 面) に示す。)

| 共 通 | |
|----------|---|
| 仕 様 | 本事業において買取る応急仮設住宅の仕様は、本基準によるほか、別添資料①、②を参考とし、これと同等以上の水準を確保するものとする。 なお、具体の仕様については、各事業者が保有する仕様で差し支えないものとする。（参考図面は組立式プレハブ仕様の例示） |
| 耐久性 | 供用期間は原則として2年間であるが、2年間以上の長期にわたる供用も想定し、十分な耐久性を確保するものとする。 |
| 資 材 | 調達する建設資材は、県産材（県内で生産、加工又は製造された資材）とするよう努めること。 |
| 法令遵守 | 本事業に関わる関係法令等を遵守すること。 |
| 各種手続き | 電力供給、ガス供給、電話線引込及び上下水道接続に係る手続きは事業者が行うこと。（申請等に要する費用は建設費用に含めること。） |
| 完成書類 | 完成時の提出書類は、別添資料③のとおりとする。 |
| 建 築 | |
| 配 置 | 6戸の長屋形式、隣棟間隔4～6m、境界からの離れ2m程度を標準とする。（平屋建ての場合） 敷地に対して効率的な配置計画とし、戸当りの敷地面積は100㎡以下（整形敷地の場合）とする。 |
| 構 造 | 構造形式は任意とするが、各種荷重、風圧、地震の震動等に対する所要の安全性を確保するものとする。 なお、風圧については34m/秒の風速、積雪については1mまでの荷重に耐える性能を確保すること。（各棟に、雪降ろしの条件を明示した表示板を設置すること。） |
| 階 数 | 平屋建てを標準とするが、所要の条件を満たせば2階建ても可とする。 |
| 間取り | 2DKタイプを標準とし、必要に応じて1DK及び3Kタイプを配置する。（各タイプの標準プランは別添資料②のとおり） 各タイプには、浴室、便所、押入等を設ける。 |
| 面 積 | 各住戸タイプに応じて次の広さを標準とする。 1DK：約20㎡、2DK：約30㎡、3K：約40㎡ |
| 遮 音 | 各戸の界壁は、遮音性に配慮した構造とし、小屋裏まで立ち上げるものとする。 |
| 断熱材 | 外部に面する各部位毎に所要の断熱性能を確保するものとする。 ・天井：グラスウール10K t=100mm相当以上 ・壁：グラスウール10K t=100mm相当以上 ・床：グラスウール10K t=50mm相当以上 |
| 開口部 | 居室の外部に面する開口部建具は、二重サッシ又はペアガラスとする。 |
| 防 湿 | 床下の防湿対策に配慮するものとする。 |
| 結 露 | 住戸内の結露対策に配慮するものとする。 |
| 雨除等 | 玄関入口には、雨除け等のための庇及び袖壁を設置する。 また、必要に応じて風除室を設置する。（※本体価格に含まない。） |
| 段 差 | 住戸内は、浴室入口以外、原則として段差を設けない。 玄関入口には必要に応じてスロープを設置する。（※本体価格に含まない。） |
| 手すり | 玄関内外、浴室及び便所には手すりを設置する。 |
| 物干し | 物干し受けは、住戸内から窓越し等に物干しが可能な位置に設置する。 |
| シックハウス | 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮するものとする。 |
| 設 備 | |
| 給 水 | 冬季の凍結対策に配慮するものとする。 |
| 排 水 | 汚水排水処理は原則として浄化槽方式とする。（※本体価格に含まない。） |
| 暖冷房 | 各戸に居室に1台、暖冷房用のエアコンを設置する。 |
| 外構・共同施設等 | |
| 通路等 | 団地内通路は通行の利便性を考慮し、計画的に配置する。仕上げは砂利敷き程度を標準とするが、敷地の状況等に応じて、簡易アスファルト舗装敷きとする場合がある。（※本体価格に含まない。） |
| 駐車場 | 原則として、団地戸数分の駐車スペースを設ける。仕上げは砂利敷き程度とする。（※本体価格に含まない。） |
| 外 灯 | 防犯灯を設置する。（※本体価格に含まない。） |
| 案内板 | 団地案内板、掲示板等を必要に応じて設置する。 |
| 集会所 | 住戸数が概ね50戸以上の団地においては、原則として集会所（100㎡程度）を設置する。（※本体価格に含まない。） |

応急仮設住宅標準仕様書（組立ハウス 参考例）

| 設計概要 | | 室内仕様書 | | | | | | | | | | | |
|---------|---|---|--|--------------|---------------------|--|--|------|------------------|-------|---|------|---|
| モジュール | 1,800mm～1,840mm（各社モジュールによる） 単位：mmとする | | | | | | | | | | | | |
| 構造 | 軽量型鋼ブレース構造 | | | | | | | | | | | | |
| 基礎 | 木杭：@900 末口 90mm 幕板：ぬき板 13×90 玄関上り口：木製または鋼製踏台 土台 大引き：木製又は鋼製 | 居室（洋室） | タイルカーベット 合板 t=4 下地 | 木製 又は 塩ビ製 | 化粧プラスターボード t=9.5 | カラー合板 t=2.5 カーテン&レール（ダブル） レースカーテン 遮光カーテン | | | | | | | |
| 床組 | 束：木杭 @900 末口 75mm | 居室（和室） | タタミ敷き t=35 合板 t=4 下地 | 雑巾摺 | 化粧プラスターボード t=9.5 | カラー合板 t=2.5 カーテン&レール（ダブル） レースカーテン 遮光カーテン | | | | | | | |
| 床 | 床：パネル敷（グラスウール入り t=50 10kg同等品） | 押入 | タイルカーベット 合板 t=4 下地 | 木製 又は 塩ビ製 | 合板 t=2.5 | カラー合板 t=2.5 中1段（天袋無し）H=800 カーテン、カーテンレール | | | | | | | |
| 屋根 | 折板葺又は長尺カラー鋼板パネル式（不燃材とする） | 台所 | 塩ビシート 又は CFシート 合板 t=4 下地 吊戸棚下地H=1450に設置 | 木製 又は 塩ビ製 | 化粧プラスターボード t=9.5 | カラー合板 t=2.5 流し台 750（1DKタイプ） 流し台1050（2DK、3Kタイプ） 吊戸棚 L=600 コンロ台 600 バックガード付2口コンロ（グリル付） ガス栓は1口 洗濯パンを含む | | | | | | | |
| 壁 | 外壁パネル：外 カラー鋼板 断熱材入り（グラスウール t=100 10kg同等品） 内 カラー合板 又は カラー鋼板 間仕切下地：木製（30×40 縦@450 横@900）、又は鋼製下地（W45@450程度） 界壁：木製下地石膏ボード t=12.5 + 化粧石膏ボード t=9.5（小屋裏まで 各戸毎） グラスウール入り（t=50 10kg同等品） コンロ前：けい酸カルシウム板 t=4 | 浴室 | 1014 又は ユニットバス 1116 又は 1216 入り口跨ぎ高さは180未満とする 但し、180以上の場合は、踏み台を設置する | | | 2点セットタイプ 手摺：内部に1ヶ所設置 外部に1ヶ所設置 風呂のフタは含む | | | | | | | |
| 天井 | カラー合板パネル式（グラスウール入り t=100 10kg） | トイレ | 塩ビシート 又は CFシート 合板 t=4 下地 | 木製 又は 塩ビ製 | 化粧プラスターボード t=9.5 | カラー合板 t=2.5 水洗式 手摺を内部1ヶ所設置（横棒タイプH=700） 便器は洋式 ロータンクは防露タイプ ペーパーホルダー（H=600） タオル掛け | | | | | | | |
| 建具 | 引き違い又は片引きアルミサッシ戸 上段：型板ガラス t=4 下段：腰パネル（出入口口） 引き違いアルミサッシ窓 透明ガラス t=3（窓）内部樹脂サッシ、アミ戸付 内部建具：原則としてアコーディオンカーテン（単板式） 又は 木製建具 H=1,740、W=800以上とする | 玄関 | 塩ビシート 又は CFシート 合板 t=4 下地 | 木製 又は 塩ビ製 | 化粧プラスターボード t=9.5 | カラー合板 t=2.5 床見切り（への字） | | | | | | | |
| 板金工事 | 軒樋・壁樋は別途とする。 | 備品 | 郵便受 各住戸1ヶ所設置 物干し（柱取付タイプ 折りたたみ式 居間FLより1600金物芯取付） 棟番号 各棟1ヶ所設置（300×300） 室名札 各住戸1ヶ所設置 消火器 出入口 塩ビ製手摺設置（外部、内部1ヶ所 L=450程度） 耐風養生（鋼製ワイヤー・カバー付ノ4間毎を標準とする） 下駄箱（H=1000程度） 付け鴨居 L=2400各戸に一箇所設置（塩ビ化粧材 H=1800 幅60～90程度） | | | | | | | | | | |
| 設備 | 給・排水衛生設備 | 給水：原則として水道用硬質塩化ビニル管（量水器は別途）又は同等品 流し前水栓は原則、シングルレバータイプ混合水栓とする 汚水排水：浄化槽設置し、排水管路は原則として一般用硬質塩化ビニル管とする（放流方式は地域指導に準ずる） ガス：プロパン又は都市ガス供給で住戸毎の集中配管とし白ガス管とする ガス漏れ警報器及びマイコンメーター設置 給湯設備：浴室用16号（プロパン又は都市ガス） 換気：流し前はプロペラ扇（20mm フード付）、トイレ及び浴室は天井埋込み型 火災警報器：住宅用火災警報器、各居室に設置する（機種は消防署の指示による） 工事範囲：屋外1mまで（プロパンは集合装置を含む） | | | | | | | | | | | |
| | 電気設備 | 幹線：単相3線式100V 30A 引き込みケーブル6戸毎 CV22～38mm ² -3C 照明器具：居室はサークライン32W+30W 台所はFL20W×2逆富士型 トイレは1L40W 入口灯はFL10W コンセント：居室（6帖、4.5帖）は2連2ヶ所 台所は2連1ヶ所 冷蔵庫用2連E付1ヶ所 換気扇用各処1ヶ所 洗濯機用2連E付1ヶ所 屋外給湯機用外部に防水2連E付1ヶ所 エアコン用（居間に設置）・電子レンジ用・ガス漏れ報知器用のコンセント（2連E付1）設置 スイッチ：ユニットバス内照明器具SWと換気扇SWは別個設ける TEL：居間にモジュラージャック1ヶ所/1戸（屋内工事のみ） TV：居間にTV端子1ヶ所/1戸（VHF7波 UHF2波） アンテナ：地上デジタル波対応アンテナを設置する。 工事範囲：東北電力柱より引込工事まで含む | | | | | | | | | | | |
| 特記事項 | <p>合板類：居室に現しの合板類は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料（F☆☆☆☆以上）を使用する（建具及び取付家具を含む）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">岩手県特別仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積雪対策</td> <td>積雪1m対応 各棟ごと表示板取付</td> </tr> <tr> <td>寒冷地対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 天井裏断熱材（グラスウール100mm 10kg同等以上） 壁パネル内断熱材（グラスウール100mm 10kg同等程度） 床パネル内断熱材（グラスウール50mm 10kg同等程度） 窓は二重サッシ（樹脂サッシ）取付（居室のみ） 床 ポリエチレンフィルムt=0.15mm敷き+4mm合板 玄関及び補壁設置（900×1800木軸下地小波塩ビ貼り程度、踏段付） </td> </tr> <tr> <td>結露対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 軒裏強制換気 天井目貼テープ </td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 岩手県特別仕様 | | 積雪対策 | 積雪1m対応 各棟ごと表示板取付 | 寒冷地対策 | <ul style="list-style-type: none"> 天井裏断熱材（グラスウール100mm 10kg同等以上） 壁パネル内断熱材（グラスウール100mm 10kg同等程度） 床パネル内断熱材（グラスウール50mm 10kg同等程度） 窓は二重サッシ（樹脂サッシ）取付（居室のみ） 床 ポリエチレンフィルムt=0.15mm敷き+4mm合板 玄関及び補壁設置（900×1800木軸下地小波塩ビ貼り程度、踏段付） | 結露対策 | <ul style="list-style-type: none"> 軒裏強制換気 天井目貼テープ |
| 岩手県特別仕様 | | | | | | | | | | | | | |
| 積雪対策 | 積雪1m対応 各棟ごと表示板取付 | | | | | | | | | | | | |
| 寒冷地対策 | <ul style="list-style-type: none"> 天井裏断熱材（グラスウール100mm 10kg同等以上） 壁パネル内断熱材（グラスウール100mm 10kg同等程度） 床パネル内断熱材（グラスウール50mm 10kg同等程度） 窓は二重サッシ（樹脂サッシ）取付（居室のみ） 床 ポリエチレンフィルムt=0.15mm敷き+4mm合板 玄関及び補壁設置（900×1800木軸下地小波塩ビ貼り程度、踏段付） | | | | | | | | | | | | |
| 結露対策 | <ul style="list-style-type: none"> 軒裏強制換気 天井目貼テープ | | | | | | | | | | | | |



標準平面図 (参考図) S=1:100

完成提出書類一覧

1 完成図

- 1-1 仕様書
- 1-2 建築図（案内図、配置図、平面図、立面図、2面以上の断面図、外構図 等）
- 1-2 電気設備図（外構図、姿図、分電盤図、共用幹線図、弱電図、換気扇図、電灯コンセント図 等）
- 1-4 機械設備図（給排水設備外構図、給排水設備平面図 等）

2 機器リスト

- 2-1 電気設備機器リスト
- 2-2 機械設備機器リスト
- 2-3 浄化槽資料
- 2-4 エアコン仕様書 等

3 各種試験結果報告書

- 3-1 水圧試験チェックリスト
- 3-2 ガス気密試験結果
- 3-3 接地抵抗測定表
- 3-4 絶縁抵抗測定表
- 3-5 電灯コンセント回路絶縁抵抗測定表
- 3-6 テレビ共同受信電界強度測定表
- 3-7 井水水質検査結果（原水、末端）（※削井工事を含んだ場合） 等

4 シックハウス検査結果報告書

5 工事写真

- 5-1 着工前写真
- 5-2 工事写真
- 5-3 完成写真

6 設備関係品質保証書

- 6-1 電気設備品質保証書
- 6-2 給排水設備品質保証書 等

7 引渡し書

覚 書 [維持管理及び補修関係]

平成 23 年岩手県応急仮設住宅公募供給事業に係る応急仮設住宅の維持管理及び補修に関し、岩手県(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次のとおり覚書を交換するものとする。

記

1 周 知

- (1) 甲は応急仮設住宅の管理委託を受けた各市町村に対し、当覚書の内容を周知させるものとする。
- (2) 甲及び応急仮設住宅の管理委託を受けた各市町村は、借り受けた応急仮設住宅を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 応急仮設住宅の維持管理及び補修

乙がその責任と費用において行う維持管理及び補修(取り替えを含む。)の範囲は、次のとおりとする。

(1) 住宅の構成部分のうち、次に掲げるもの

- ア 主要構成部分(壁、柱、床、梁、屋根、基礎)
- イ 主要構成部分に固定された部分(開口部枠、建具及び各種金物類)

(2) 付属施設のうち、次に掲げるもの

- ア 給水設備(配管、水栓)
- イ 排水設備(配管、会所枡)
- ウ 電気設備(配線、開閉器、配電盤、換気扇の取り替え、テレビ受信設備等)
- エ ガス設備(配管、器具の取り替え、ガス栓等)
- オ その他(ユニットバス本体、流し台、ガス台、機器類)

3 乙が補修の責を負わない範囲は次のとおりとする。

(1) 内部造作

- ア ガラスの取り替え
- イ 建具の金物類の修理及び取り替え
- ウ 室内の金物類(ペーパーホルダー、カーテンレール等)の修理及び取り替え
- エ カーペット及びシート床材の取り替え
- オ 汚れた室内カーテンの取り替え

(2) 給排水設備

- ア 水栓パッキンの取り替え
- イ 流し及び浴室の排水目皿の取り替え
- ウ 排水管及び会所枡の清掃

(3) 電気及びガス設備

- ア 室内灯のうち、電球、蛍光管等の取り替え
- イ スイッチ及びコンセント類の取り替え
- ウ 台所換気扇、浴室換気扇の修理及びガスコンロの五徳の取り替え
- エ 警報機器類の定期点検及び電池等消耗品の取り替え

(4) その他

乙が行う修繕以外の軽微な修理

平成 年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙